

地震への備えは万全ですか？

～朝霞市の建物の耐震診断と耐震改修等工事への補助金制度を紹介します～

市では、震災に強い建物づくりを進めています。近いうちに発生すると懸念される大規模地震に備え、ご自宅の耐震化について、ぜひお考えください。

問／開発建築課 ☎463-2585

■補助金交付制度をご活用ください 対象 と 条件 にあてはまりますか？

対象

建築物：建築確認を取得し昭和56年5月31日以前に着工したもの。ただし、建築確認と現況が異なる場合は対象とならない場合があります。

対象者：建築物の所有者または管理を行う団体（管理組合等）

■耐震診断補助について

条件

診断者：原則として市内にある建築士事務所の建築士（有資格者）

建築物の用途	補助金の額
戸建住宅(併用住宅含む)	耐震診断にかかった費用の50%以内で、最大5万円まで
※障害のある方または65歳以上の方が居住者に含まれる場合	耐震診断にかかった費用の100%で、最大10万円まで
共同住宅	耐震診断にかかった費用の50%以内で、最大 戸数×2万円かつ100万円まで
住宅以外	耐震診断にかかった費用の50%以内で、最大5万円まで

■耐震改修等補助について

耐震改修補助条件

施工者：原則として市内にある建設業者（建設業法規定の業者）

その他：建築士による耐震診断を受けた建築物で、改修後の評点がlw1.0以上（木造）となる耐震改修計画等、他

耐震シェルター等設置補助条件

機器等：公的機関により、安全性の評価を受けた耐震ベッド・耐震シェルターで、戸建住宅（併用住宅含む）の1階に設置

その他：建築士による耐震診断を受けた建築物で、耐震診断結果がlw0.7未満となった場合等、他

建築物の用途および耐震シェルター等	補助金の額
戸建住宅(併用住宅含む)	耐震改修にかかった費用の20%以内で、最大20万円まで
※障害のある方または65歳以上の方が居住者に含まれる場合	耐震改修にかかった費用の100%で、最大40万円まで
共同住宅	耐震改修にかかった費用の20%以内で、最大 戸数×30万円かつ1000万円まで
住宅以外	耐震改修にかかった費用の10%以内で、最大100万円まで
耐震シェルター等	購入および設置にかかった費用の50%以内で、最大40万円まで
※障害のある方または65歳以上の方が居住者に含まれる場合	購入および設置にかかった費用の90%以内で、最大40万円まで

■補助金交付制度の改正のお知らせ

市では、今年度から、耐震診断・改修等補助金交付制度を一部改正して補助を実施しています（広報あさか4月号参照）。主な改正点は次のとおりです。

- 耐震診断・耐震改修等補助に耐震シェルター等の設置補助を統合しました。
- 耐震診断・耐震改修等補助金交付申請の補欠受付（キャンセル待ち）の制度を規定しました。
- 耐震診断・耐震改修等補助金を受けて実施する改修工事等の完了報告書の提出期限を、その年度内の1月末日までとしました。
- 補助額の上限を、共同住宅の耐震診断では100万円／1棟、耐震改修では1,000万円としました。
- 耐震改修等補助対象となる木造建築物構造評点をlw1.0以上としました。
- 耐震シェルター等補助対象を、耐震診断結果がlw0.7未満としました。

■戸建住宅の補助金申請についてのQ&A

Q1

補助金の対象が昭和56年5月31日以前に着工された建物なのはなぜですか？

A

昭和56年5月31日以前に着工された建物は筋かい等が少ないものが多く、それより後の基準で建てたものに比べると強い地震の際に倒壊する危険性が高いため、補助の対象としています。

Q2

耐震改修等工事とは、いったい何をやるのですか？

A

耐震改修工事は建物全体を補強するもので、代表的なものとしては、基礎の補強や、壁の強化または屋根の軽量化等があります。足場を組む必要のあるものや、その建物に住みながらできるもの等、工事の規模も大きささまざまです。

耐震シェルターは建物の一室を補強するもので、耐震ベッドは金属製のフレーム等が付いたベッドを一室に設置するものです。耐震改修工事と比べて短期間で設置でき、安く済みます。

Q3

どこに頼んでいいかわからないのですが？

A

原則として、耐震改修工事は市内にある建築士事務所や建設業者に実施していただく必要があります。また、補助制度の利用のためには、着工、設置前に補助金の申し込みが必要です。市内業者の一覧表を用意しておりますので、お問い合わせください。

《施工例》



金物で緊結・補強した基礎と土台



たすき掛けに筋かいを設置した壁(内側を撮影)



耐震ベッドの商品例

(社)埼玉県建築士事務所協会所属の建築士による無料相談（要予約 ☎461-4507）もご利用ください。
日時／毎月第2水曜日（祝日を除く） 午後2時～4時 会場／市民相談室（市役所1階）